名目国内総生産（季節調整系列）　（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	国民総所得	総固定資本形成
2008／10―12.	493,310.5	287,221.3	280,772.6	234,041.8	16,961.9	75,126.4	4,563.5	93,484.9	19,549.0	289.6	−3,886.1	72,888.5	76,774.6	507,984.4	111,637.3
2009／ 1― 3.	478,434.0	281,769.2	275,354.8	228,657.2	15,679.3	67,906.9	1,238.6	94,119.4	19,820.6	181.0	−2,281.1	55,133.6	57,414.7	491,667.3	103,406.8
4― 6.	475,001.2	283,089.1	276,709.6	229,981.5	13,964.0	63,886.7	−2,286.7	93,391.6	20,645.6	199.3	2,111.7	57,960.4	55,848.7	489,085.1	98,496.3
7― 9.	470,954.1	283,358.6	276,991.5	230,266.8	12,720.2	61,572.1	−562.8	94,004.2	20,106.2	226.6	−471.0	58,143.4	58,614.4	483,878.3	94,398.4

＊1980年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。
＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成

名目国内総生産（季節調整系列）(前期比)　（単位：％）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	国民総所得	総固定資本形成
2008／10―12.	−0.8	−1.7	−1.7	−2.1	0.8	−7.4	(1.1)	0.2	−1.5	(0.0)	(0.2)	−19.3	−19.5	−1.3	−5.2
2009／ 1― 3.	−3.0	−1.9	−1.9	−2.3	−7.6	−9.6	(−0.7)	0.7	1.4	(−0.0)	(0.3)	−24.4	−25.2	−3.2	−7.4
4― 6.	−0.7	0.5	0.5	0.6	−10.9	−5.9	(−0.7)	−0.8	4.2	(0.0)	(0.9)	5.1	−2.7	−0.5	−4.7
7― 9.	−0.9	0.1	0.1	0.1	−8.9	−3.6	(0.4)	0.7	−2.6	(0.0)	(−0.5)	0.3	5.0	−1.1	−4.2

＊1980年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。
＊（　）内の数値は寄与度。

公　告

諮　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成22年１月７日
大阪地方検察庁堺支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年１月21日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所堺支部刑事２係
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　釣本　伸一
4　公判期日　平成22年１月12日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金地金30,000.58グラム（大阪地方検察庁堺支部平成21年領第259号符号１－１、３－１、５－１、８－１、10－１、12－１、15－１、17－１、19－１、22－１、24－１、26－１、29－１、31－１、33－１、36－１－１、36－１－２、38－１、40－１、43－１、45－１－１、45－１－２、47－１、50－１－１、50－１－２、52－１、54－１、57－１、59－１、61－１、64－１、66－１、68－１）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人は、菅野彼得らと共謀の上、中華人民共和国香港特別行政区から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、コンバーター内部に金地金を隠匿して航空貨物として発送した上、平成20年８月４日、大阪府泉南市泉州空港南１番地の関西空港税関支署において、同税関支署長に対し、情を知らない通関業者である佐川グローバルロジスティクス株式会社の従業員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、被告人がかつて経営していた三伸産業が航空貨物としてコンバーターを輸入する旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで航空貨物合計30箱に隠匿した金地金合計30,000.58グラム（課税価格合計9,426万2,928円相当）を輸入しようとするとともに、不正の行為により金地金に対する消費税合計377万円及び地方消費税合計94万2,500円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

下閉伊北区域農用地整備事業における穴沢２換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における穴沢２換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成22年１月７日
農林水産大臣　赤松　広隆